



平成 19 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 20 年 3 月 19 日

財団法人 日本高等教育評価機構

10 国際医療福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、国際医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神である「共に生きる社会」の実現のため、「人間中心の大学」「社会に開かれた大学」「国際性を目指した大学」を基本理念とし、7つの教育理念として「人格形成」「専門性」「学際性」「情報科学技術」「国際性」「自由な発想」「新しい大学運営」を掲げ、保健医療福祉専門職を養成するという大学の使命・目的を明示している。この基本理念等は「共に生きる社会の実現をめざして」という端的な表現を用いて、さまざまな手段によって、学内外に周知されている。

大学は、平成 7(1995)年に栃木県大田原市に保健学部（現保健医療学部）1 学部 5 学科で開学して以来、年々学部学科の増設、大学院修士・博士課程の開設を行うなど、医療福祉系総合大学への道を着実に歩んできた。平成 19(2007)年現在、全国一都三県のキャンパスに、5 学部 15 学科（完成年度収容定員総数 5,270 人）、大学院医療福祉学研究科修士課程 3 専攻博士課程 1 専攻（同定員総数 303 人）を擁するに至った。

教育研究組織、教育課程、学生、教職員について、建学の精神・基本理念・大学の使命目的具現化の方向で常に検討され、そのために、教学側から、教務委員会、学科長会議、専任教員代表者会議が機能し、経営者側との接点に管理運営委員会がある。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)、学生の授業評価アンケートなどの分析によって、教育方法の改善に役立たせており、国家資格取得を目指す教育課程が多い中で、国家試験合格率がいずれも高く就職率も高い。アジア・アフリカ各国から留学生を迎え国際的にも医療福祉系専門家を養成している。

公開講座、「大学コンソーシアムとちぎ」「乃木坂スクール」の生涯学習、学生のボランティア活動などを通じた社会貢献も活発である。

適切な大学の管理運営体制が整備されているが、教授会及び専任教員代表者会議の位置づけを明確にすることが望まれる。

学部及び大学院研究科の中に定員を大幅に超える在学生在がみられる学科、専攻があるので早急な対策が必要である。

3 キャンパスにそれぞれ設置された医療福祉系の教育に不可欠な病院・福祉施設として、大学病院・福祉施設あるいは関連法人の設置する病院等が有効に利用されている。

完成度の高い「同時双方向遠隔授業システム」は、各地区のサテライトキャンパスで利用され、社会人学生の比較的多い大学院教育に特に有効に利用されている。この特色ある教育方式が、関連会社の運営する衛星放送「医療福祉チャンネル 774」とともに、各地域の学士課程の授業にも利用され、更に教育効果が上がることを期待する。

相次ぐ設備投資により、借入金が増加、負債比率が上昇しているが、この過程で十分な基本金組み入れもあり、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政的努力がなされている。

大学に求められる社会的責務を果たすために、組織倫理・危機管理・広報活動等の基本規程が整備され、組織倫理に関する各種委員会の組織等は適切に運営されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神である「共に生きる社会」の実現のため、「人間中心の大学」「社会に開かれた大学」「国際性を目指した大学」を基本理念とし、7つの教育理念として「人格形成」「専門性」「学際性」「情報科学技術」「国際性」「自由な発想」「新しい大学運営」を掲げ、保健医療福祉専門職を養成するという大学の使命・目的を明示している。この基本理念等は「共に生きる社会の実現をめざして」という端的な表現を用いて、各種広報誌・電子媒体などにより学生や教職員及び学外に十分周知されている。また、大学案内、ホームページ、入学式及び導入教育の中で提示するとともに「学習の手引き」「学生生活の手引き」「大学院の履修の手引き」「国際医療福祉大学年報」の中に明記し、更に教職員総会では学長の挨拶で言及し、「共に生きる社会」の実現に向けて保健医療福祉専門職養成の精神をたたみ込んでいることは評価できる。

大学独自の使命・目的とともに、教育基本法及び学校教育法に定められている大学・大学院の教育研究の目的にも依拠して、それぞれ学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に「保健医療福祉の総合大学」の目的を明示し大学案内、大学年報、学習・学生生活・大学院の履修の各手引きなど学生への配布物、ホームページなど種々な媒体を用いて学内外へ公表し、周知徹底している。更に、学長・理事長の入学式・学位記授与式などでの挨拶、大学祭前日の 1 年次対象の講義、新入生オリエンテーションなどでも、周知徹底を図っていることは評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

3 つのキャンパスを中心に、大学の基本理念及び教育理念に沿って学部、大学院が設けられ、それらは時代の趨勢に応えた基本的教育組織を構成し、保健医療福祉の総合的・複合的な実践教育を実現する体制になっている。これらは大学の使命及び教育研究上の目的を達成するため十分に整備されている。また、学内意思決定機関及び組織は適切に整備され機能しており、「管理運営委員会」「専任教員代表者会議」及び学科長会議等の設置・規定化が図られ、その運営体制等が確立されている。更に、教育研究体制を見直すとともに新たなシステムを構築する不断の努力が行われている。

教養教育については、総合教育科目として教授し、その運営は「総合教育センター」及び「情報教育センター」が担当し、教養教育の内容は、全学的横断的に討議されている。また、今日の問題となっている人間形成、人間力を教授する教育にも重点を置き、同センターから教務委員会へ発案するシステムが施され、学科長会議及び専任教員代表者会議までつながる一連の審議機能が組織的に整備されている。

教育方針等は教務委員会、臨床教育委員会、FD (Faculty Development) 委員会等で検討し、学科長会議そして専任教員代表者会議で審議、決定され、大学の使命・目的である「国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材の育成」に反映される体制になっている。独立した組織としては自己点検・評価委員会があり、前述の検討内容について評価を行っている。学生の要求については教務課及び学生課が窓口となり、各学科保護者会、教育後援会幹事会、教育後援会総会を通じて汲み上げ、教務委員会や学生委員会等で審議するシステムとなっている。また、教育方法の改善のため組織的に行った授業評価アンケート結果及び教育・学生生活に関する調査結果を自己点検評価し、その内容について大学が直ちに取組み、改善を行っている。

【優れた点】

- ・保健医療福祉の総合大学として開学以来、統合的で、複合的な実践教育を実現できる十分な教育研究組織体制を築き、学部、学科、研究科、教育・研究等センター、そして臨床実習を十分に行うため附属病院等の附属機関が有機的に適切に関連されていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・学則第 9 条に教授会を規定し、教授会規程第 2 条に専任教員代表者会議を明示しているが、組織図には教授会の記載がないので、教授会及び専任教員代表者会議の位置づけを明確にすることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神、3 つの基本理念、7 つの教育理念は各学部各学科及び大学院研究科の教育目的・目標に反映されている。また、教育目的・目標を実現するために、各学部・学科ではそれぞれの目的、目標に向かって必要な知識及び技能を身につけるための授業科目を設定し、体系的に教育課程が設定されている。それに伴って各学部・学科の進級・卒業の要件及び大学院の修了要件も適切に決められている。更に授業評価を取入れ、その結果を各種委員会や学科長会議、専任教員代表者会議で審議・決定して教育の向上に活用し、適切な教育評価を展開している。

大学院においても、全分野共通科目、各分野各領域（自領域、他領域）の専門科目等を置き、高度専門職、研究・指導職の人材を養成するという教育目的が教育課程編成に反映されている。

【優れた点】

- ・学外においては、大学関連施設が提供している「医療福祉チャンネル 774」を活用していることは高く評価できる。
- ・大学院研究科においては、6 つのサテライトキャンパス間で「同時双方向遠隔授業システム」を活用している点は高く評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学生の入学に関して、「共に生きる社会の実現をめざして」という教育理念等に基づき、学部及び大学院のアドミッションポリシーが明確に示され、入学後の学生に対するサービス、学習支援、就職指導及び支援が全体として適切に行われている。

学生サービスについては、各種アンケート調査などを通して、学生等の意見集約、回答を掲示するなどサービスの向上に努めている。また、国際交流センター・国際部を設置し、留学生の生活及び学習支援などその受入体制の整備も進んでいる。

多様な学生のニーズに応えるために原則として個別指導体制を採用している。また、学生の健康相談については大学内の健康管理センターが対応し、心的支援については学生課に学生相談室を設置し、臨床心理士が学生の相談に対応している。

就職・進学支援については、国家試験・資格試験対策に力をいれており、大学全体で支援する体制が整備され、具体的な成果として国家試験合格率、就職率及び大学院進学率に表われている。

【優れた点】

- ・保健医療福祉専門職の国家資格の取得を目指すことから、各学科に国家試験対策担当者を配置するなどの支援体制を固めており、就職に強い大学として紹介されていることは評価できる。

【参考意見】

- ・修士課程及び博士課程ともに大学院生の在籍数が収容定員を大幅に超過していることについて、早急な対応が望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

各学部の教育課程の遂行に必要な、大学設置基準で決められた教員数は十分に確保され、学部、学科、研究科、研究機関等に教員が適切に配置され、保健医療福祉における教育課程を遂行する体制が整備されている。

教員の採用については、職制及び任免に関する規程に基づき推薦と公募の二つの方式を併用し、人事に関する規程に基づき人事委員会で審査・審議し、専門職養成大学として相応しい臨床経験豊富な人材を登用し、任期制も導入されている。昇任については所属長の推薦により、研究業績、教育経験、臨床経験、社会貢献に基づき人事委員会において審査・審議が適正に行われている。

教員の教育担当時間は、全体的に概ね適切な時間数が配分されている。教員の教育活動についてはFD (Faculty Development) 委員会によって、研究活動は学内研究発表会や学内研究費によってそれぞれ十分に支援されている。

教員の教育研究活動の活性化のためにFD研修会を設置するとともに学内研究発表会を設けて研究の活性化を図っている。学内研究費としてプロジェクト研究費、一般研究費、奨励研究費があり、教員の研究活動活性化への制度が整備されている。また、競争的研究費としての科学研究費補助金の獲得については、学内ネットワークを通じた情報の提供が積極的に行われている。教員研修会を毎年開催し、教員相互間の意見交換を通して教育研究の活性化に役立っている。教員の教育研究活動の評価は毎年、教育研究活動報告書を提出させることにより行い、教育研究活動の活性化に繋げている。

【優れた点】

- ・各学科（未完成学部を除く 8 学科）における助教以上の教員数は設置基準に定める教員数を大幅に上回っており、兼任教員数も必要に応じて適正数が確保されていることは高く評価できる。
- ・附属医療施設・関連施設にも専任教員を配置し、学生の実践能力育成に向けて必要な教員を確保していることは高く評価できる。
- ・教員の教育研究活動について、年度末に各教員が提出する教育研究活動報告書に基づき

評価されていることは高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の職員の組織編制の基本は、建学の精神「共に生きる社会」の実現のための事務組織の一元化にあり、理事会、経営会議、管理運営委員会等で審議・決定された重要事項について、毎朝開催している部課長等連絡会、各種会議を通じて関係職員に迅速に伝達され、情報の共有化を図る体制が確立され、事務部門の人員も適切に配置されるなど一元的事務組織体制として機能し、適切に運営されている。

職員の採用・昇任については、「就業規則」「職員の採用・昇任に関する規程」が定められ、大学の一般業務のみならず保健医療福祉の関係業務に精通した職員を一般公募により採用し、公平性、透明性を確保している。また、職員の能力を判断するために、人事考課表、役職者業務報告書の提出、職員研修後の試験を実施するなど、総合的な人事考課制度によって昇任・異動が適切に行われている。

職員の資質向上の取組みについては、「就業規則」に職員教育を規定し、時代の変化などに対応するため、文部科学省や日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等が開催する各種研究・研修会に参加させ、その研修内容を定期的に報告させている。また、年 2 回の教職員総会で経営方針、教職員の心構え等を理事長、学長が説明していることから、全学的に職員に対する資質向上を図る取組みが行われている。

教育研究を支援する事務体制については、教務課が中心となり教員からの事務処理相談などに迅速に対応している。また、情報教育の推進を図る観点から、情報教育センターに専門職員を配置し、文部科学省科学研究費補助金申請等外部資金の獲得についても教員と事務部局が共同で申請業務及び経費管理業務に当たり、教育研究を支援する体制が整備されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事長・学長のリーダーシップのもと、理事会の包括的授権に基づく法人業務執行の協議機関として常任理事会を、法人及び教学に関わる経営全体のあり方の協議機関として経営会議を各々設置している。常任理事会並びに経営会議には、法人と教学（医療施設含む）双方の役職者が構成員となり、学校法人全体の経営管理、医療施設との連携等について原則月 1 回の協議が行われている。また、管理部門と教学部門の連携を図るための管理運営

委員会、教学面と学生指導面を協議する「専任教員代表者会議」「学科長会議」「各種委員会」を設置しており、適切な大学の管理運営体制が整備され、各委員会が機能している。

理事の定数は15人以上25人以内で構成され、選考方法は寄附行為第6条の規定により、①学長②評議員③学識経験者一の各区分から選任されることと明記されている。監事の選出は寄附行為第10条の規定により、評議員は寄附行為第22条、23条に規定されており、規定どおり運用されている。

平成11(1999)年に「国際医療福祉大学自己点検・評価委員会」を設置し、2年毎に全学的に自己点検・評価を実施している。重点テーマを設定して絶えず問題点を抽出し、改善に向けた活動をしている。同12(2000)年から学生による授業アンケート調査を開始、同17(2005)年度からは学生生活アンケートを開始し、その結果をもとに各改善に努めている。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

平成7(1995)年発足後、学部の新設(1学部5学科で開学⇒現在5学部15学科)や各地の附属療養施設、附属病院の建設など相次ぐ設備投資により、借入金が増加、負債比率が上昇するなど一時的に財務比率が悪化しているが、消費収支計算書の帰属収支差額は、①各学部及び大学院の収容定員を確保、学生生徒等納付金収入が安定していること②各医療施設の医療収入も医療施設の専門性、効率化等を図っていること一などにより財務は概ね健全に運営されてきている。この間、人件費比率も改善傾向にあり、その適正化に努めている。今後は新学部が完成年度を迎えて、学納金収入の上昇にともなって関連比率は健全さを取り戻す形となっている。また、会計処理については、「学校法人会計基準」に則り適切に処理されている。

財務情報の公開は、「学校法人国際医療福祉大学情報公開規程」に基づき学生・保護者等関係者に対して閲覧制度を設けているほか平成17(2005)年度からホームページへも公開している。

外部資金取入れについては、奨学研究寄付金、受託研究費等外部研究費は着実に増加している。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究活動を達成するための校地、校舎、その他必要な設備は十分な環境を有しており、学内のバリアフリー化、学生食堂・ホールの計画的整備、構内緑化整備、禁煙対策、

交通安全・衛生面対応等に配慮し、快適な教育環境作りを図っており、適切に整備、維持・管理されている。

教育研究目的を達成するため、各キャンパス（病院等含む3箇所以上）に分散しているが、医療福祉系大学に相応しい環境が整備され、校地・校舎の面積は大学設置基準を十分満たしている。また、保健医療福祉専門職養成のための臨床経験の場を十分に確保するために、多くの附属医療施設及び教育・研究センターを有している。

図書館には、閲覧スペース、グループ学習室、パソコン・視聴覚スペース及び情報端末スペース等が確保されており、図書館白書に基づき問題点の把握に努め、機能充実に努めている。なお、学年進行中の学部への対応についても施設設備の充実・整備を図るための将来計画が検討されている。

【優れた点】

- ・大田原キャンパス内では、教育研究に必要な国際医療福祉大学クリニック、リハビリテーションセンター、特別養護老人ホーム、総合在宅ケアセンターが設置され、臨床実習等のバックアップ体制が充実していることは高く評価できる。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

基本理念の1つである「社会に開かれた大学」として、豊富な人材と多様な施設・設備を有し、それぞれの専門性を生かしながら、市民向けの各種公開講座、専門職向けセミナー・認定看護管理者養成コースの開講など大学の物的・人的資源を地域社会等に積極的に提供している。

教育研究の企業や他大学との連携については、他大学との連携を推進するために栃木県内18の高等教育機関による「大学コンソーシアムとちぎ」に参画、「とちぎ大学連携サテライトオフィス」における企業とのアフタヌーンセミナー、技術・市場動向セミナー、那須郡市医師会・大田原市との共同事業、日本看護協会認定の「認定看護管理者養成コース」等各キャンパスにおいて他大学、企業及び職能団体等との連携協力を積極的に取り組んでいる。

地元自治体との懇談会、連絡協議会、地方自治体主催のイベントに大学として積極的に参加、協力し、まちづくりにおけるボランティア活動の提案、市街地の活性化や多世代の交流の場をもつとともに、高大連携授業を行い、大学と地域社会との協力関係が構築されている。特に、開学当初から学生のボランティア活動を奨励し、その活動拠点として「IUHW(International University of Health and Welfare)ボランティアセンター」を開設するなど、地域に根ざした開かれた大学として着実に成果を上げている。また、保健医療福祉関連課題を中心に、社会に向けて時間的にも参加しやすい「イブニングタイム公開講座」大学院研究科の公開講座「乃木坂スクール」等を開設し最先端、最新の情報を市民

に提供して社会的な貢献を果たしている。

【優れた点】

- ・大学が設置した「IUHW ボランティアセンター」を活動拠点として多くの学生が自主的に行動し、学内外の福祉施設等において積極的なボランティア活動を年間通して展開し、地域社会に貢献していることは高く評価できる。
- ・東京サテライトキャンパスにおいて、医療福祉専門職業人等を対象とした大学院研究科生涯学習コース「乃木坂スクール」を開設し、最先端、最新の専門情報等を受講しやすい環境の中で提供し、広く社会に貢献していることは高く評価できる。
- ・大学教員と義肢装具メーカーと共同開発した装具が、平成 17(2005)年度ドイツのレッドドットデザイン賞及び平成 18(2006)年度日本産業デザイン振興会のグッドデザイン賞を受賞したことは高く評価できる。
- ・大学の特性、専門性を活かし大田原市や栃木県北部地域に対し、人的・物的資源を提供するとともに、定期的に学長と大田原市長との懇談会開催等地元との相互理解、連携強化に努め、地域に根ざした大学づくりに積極的に取り組んでいることは高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学に求められる社会的責務を果たすために、組織倫理・危機管理・広報活動等の基本規程の整備及び、各種委員会により、適切に運営されている。また、職員の服務・規律・勤務等就業に関する基本的事項を「就業規則」で定めるとともに、「個人情報保護規程」「倫理委員会規程」「セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」などが整備され、教職員の法令遵守の徹底に努めている。

危機管理体制については、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図るため、「防災管理規程」「消防計画」「危機管理マニュアル」「労働安全衛生管理規程」を整備し、また、緊急時のマニュアル作成、緊急連絡体制、役割分担、行動基準及び関係する各種委員会を設置し、危機管理に対する体制が整備され、適切に機能している。

教育研究成果の広報については、国際医療福祉大学紀要に研究要旨の報告を義務付け、学内機関紙「IUHW(International University of Health and Welfare)」に教員の研究業績を掲載している。更に、大学の関連会社(株)医療福祉総合研究所が行っている衛星放送の「医療福祉チャンネル 774」に多くの教員が出演し、大学紀要などに教育研究成果を公表するとともに、ホームページにも教員の教育研究成果を公表するなど広く社会へ広報活動を展開して社会の関心を高めている。

【優れた点】

- ・教育研究成果の広報については、大学紀要、学内機関誌「IUHW」や大学関連会社の(株)

医療福祉総合研究所の衛星放送「医療福祉チャンネル 774」、国際医療福祉大学出版会による書籍出版等を通して広く社会に公表していることは高く評価できる。

IV 大学の概況（平成 19(2007)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 7(1995)年度
 所在地 栃木県大田原市北金丸 2600-1(大田原本校)
 福岡県大川市榎津 137-1
 (大川キャンパス・大川サテライトキャンパス)
 神奈川県小田原市城山 1-2-25
 (小田原キャンパス・小田原サテライトキャンパス)
 東京都港区南青山 1-3-3 青山一丁目タワー 4・5F
 (東京サテライトキャンパス)
 静岡県熱海市東海岸町 13-1 国際医療福祉大学熱海病院内
 (熱海サテライトキャンパス)
 福岡県福岡市中央区長浜 1-3-1(福岡サテライトキャンパス)
 熊本県熊本市二の丸 1-5 国立病院機構熊本医療センター内
 (熊本教室)

学部・研究科数 5 学部 15 学科 1 研究科

学部・研究科の名称

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 視機能療法学科 放射線・情報科学科
医療福祉学部	医療経営管理学科 医療福祉学科
薬学部	薬学科
福岡リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科
小田原保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科
医療福祉学研究科	保健医療学専攻 医療福祉経営専攻 臨床心理学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 19(2007)年 7 月 31 日	自己評価報告書を受理
8 月 21 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 30 日	「基準ごとの質問事項等」を大学へ送付

9月7日	大学から「基準ごとの質問事項等」に対する回答を受理
9月20日	実地調査の実施（東京サテライトキャンパス視察）
9月25日	実地調査の実施
9月27日	第2・3回評価員会議開催
～9月28日	9月28日 第4回評価員会議開催
10月29日	第5回評価員会議開催
平成20(2008)年 1月23日	大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2月21日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

VI 提出された自己評価報告書・データ・資料

- ・自己評価報告書（付：CD-ROM）
- ・自己評価報告書・データ編（付：CD-ROM）
- ・評価機構が指定する資料

提出された「評価機構が指定する資料」の内訳

大学全体	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人国際医療福祉大学寄附行為 ・大学案内 ・大学案内（小田原保健医療学部） ・大学案内（福岡リハビリテーション学部） ・大学院案内 ・大学案内（英語版） ・大学案内（中国語版） ・大学案内（韓国語版） ・国際医療福祉大学学則 ・国際医療福祉大学大学院学則 ・学生募集要項（学部） ・学生募集要項（大学院） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年度学生募集要項【留学生特別選抜入試】 ・学生生活の手引き（学部） ・学生生活の手引き（大学院） ・履修要項（大田原キャンパス） ・学生便覧（福岡リハビリテーション学部） ・キャンパスライフ（小田原保健医療学部） ・履修の手引き（大学院） ・事業計画書(平成19年版) ・事業報告書(平成18年度) ・大田原キャンパス、大川キャンパス、小田原キャンパス 各アクセスマップ・キャンパスマップ
基準1 建学の精神	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学案内 ・国際医療福祉大学学則 ・国際医療福祉大学大学院学則 ・ホームページプリントアウト 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の手引き ・学習の手引き ・入学式学長式辞
基準2 教育研究組織	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織・構成図 ・教育研究組織・運営図 ・国際医療福祉大学学則 ・国際医療福祉大学大学院学則 ・国際医療福祉大学教授会規程 ・国際医療福祉大学が設置するセンターに係る規則 ・教育研究組織・連携図及び連携一覧 ・国際医療福祉大学人事委員会規程 ・国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科会議規程 ・国際医療福祉大学教務委員会規程 ・国際医療福祉大学臨床教育委員会規程 ・国際医療福祉大学FD委員会規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際医療福祉大学学生委員会規程 ・国際医療福祉大学情報化委員会規程 ・国際医療福祉大学ボランティア委員会規程 ・国際医療福祉大学図書委員会規程 ・国際医療福祉大学紀要委員会規程 ・国際医療福祉大学広報委員会規程 ・国際医療福祉大学入学者選考規程 ・国際医療福祉大学就職委員会規程 ・国際医療福祉大学倫理委員会規程 ・国際医療福祉大学学生募集委員会規程 ・国際医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 ・国際医療福祉大学防災管理規程

・国際医療福祉大学教育用機器整備検討委員会規程	・国際医療福祉大学労働安全衛生管理規程
基準 3 教育課程	
<ul style="list-style-type: none"> ・大田原キャンパス 平成 19 年度授業週間及び定期試験週間 ・平成 19 年度福岡リハビリテーション学部学事暦 ・小田原保健医療学部 平成 19 年度授業週間及び定期試験週間 ・大学院 平成 19 年度授業週間及び定期試験週間 ・大田原キャンパス 平成 19 年度学年暦 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原保健医療学部 平成 19 年度学年暦 ・大学院 平成 19 年度年間行事予定 ・シラバス (各学科) ・平成 19 年度履修要覧 ・平成 19 年度福岡リハビリテーション学部時間割 ・小田原保健医療学部時間割 ・平成 19 年度授業時間割 (大学院)
基準 4 学生	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学案内 ・大学院案内 ・学生募集要項 2008 (学部) ・学生募集要項 2008 (大学院) ・ホームページプリントアウト 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への学習支援体制 ・入試ガイド (2008 年度) ・平成 19 年度監督要項 ・国際医療福祉大学入学者選考規程 ・就職・進学の手引き (2007 年度版)
基準 5 教員	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員の職制及び任免に関する規程 ・国際医療福祉大学人事委員会規程 ・国際医療福祉大学教育職員の任期に関する規程 ・教員の職位の昇格に当たって考慮すべき資格要件 ・国際医療福祉大学客員教員規程 ・国際医療福祉大学特任教員規程 ・国際医療福祉大学特任臨床教授等に関する規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際医療福祉大学非常勤講師規程 ・国際医療福祉大学非常勤教員任用内規 ・国際医療福祉大学ティーチング・アシスタント規程 ・平成 19 年度学内研究費執行要項 ・平成 19 年度科学研究費補助金事務取扱について ・国際医療福祉大学大学院の現状 2005・2006
基準 6 職員	
<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織図 ・国際医療福祉大学事務組織規程 ・国際医療福祉大学事務分掌規程 ・学校法人国際医療福祉大学職員の採用、昇任等に関する規程 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人国際医療福祉大学就業規則 ・平成 18 年度事務職員外部研修実施状況
基準 7 管理運営	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人国際医療福祉大学理事・監事名簿 ・学校法人国際医療福祉大学評議員名簿 ・学校法人国際医療福祉大学理事会、評議員会の開催状況 (平成 18 年度) ・学校法人部門の組織図 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門と教学関係委員会との連携体制 ・学校法人国際医療福祉大学寄附行為 ・国際医療福祉大学自己点検・評価委員会規程 ・国際医療福祉大学認証評価組織 ・2004 年度国際医療福祉大学自己点検・評価報告書
基準 8 財務	
<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書 (平成 18 年度) ・消費収支計算書 (平成 18 年度) ・貸借対照表 (平成 14～18 年度) ・財務に関する方針、中期計画等 ・財務の公開状況について ・学内機関紙「IUHW」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページプリントアウト ・平成 19 年度 予算書 ・平成 17 年度計算書類 ・平成 18 年度計算書類 ・監査報告書 ・財産目録
基準 9 教育研究環境	
・施設の整備計画	・各施設のバリアフリー取組状況
基準 10 社会連携	
<ul style="list-style-type: none"> ・国際医療福祉大学職務発明等規程 ・2007 ボランティア活動の手引き～社会に出会う・私に出会う～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動報告 2006 年度/第 10 号 ・国際医療福祉大学ボランティア委員会規程

基準 11 社会的責務

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・国際医療福祉大学個人情報保護規程・学生の個人情報保護に関する本学の方針について・国際医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程・国際医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程・国際医療福祉大学セクシュアル・ハラスメント相談員規程・セクシュアル・ハラスメント：しない／させない／ひとりで悩まない／ために・学生生活の手引き | <ul style="list-style-type: none">・国際医療福祉大学動物実験・研究倫理審査規程・国際医療福祉大学動物実験規程・国際医療福祉大学倫理委員会規程・国際医療福祉大学大学倫理小委員会規程・国際医療福祉大学関連施設倫理小委員会規程・国際医療福祉大学防災管理規程・国際医療福祉大学労働安全衛生管理規程・国際医療福祉大学広報委員会規程・国際医療福祉大学学生募集委員会規程・国際医療福祉大学広報活動 |
|--|---|